

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月16日
【四半期会計期間】	第86期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	理研ビタミン株式会社
【英訳名】	RIKEN VITAMIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山木 一彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目6番1号
【電話番号】	03(5362)1311(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 橋野 裕幸
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目6番1号
【電話番号】	03(5362)1311(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 橋野 裕幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第1四半期連結 累計期間	第86期 第1四半期連結 累計期間	第85期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	18,457	19,500	77,722
経常利益又は経常損失 () (百万円)	622	1,074	1,652
親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する (百万円) 四半期(当期)純損失 ()	1,855	15,668	1,618
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	861	15,908	1,300
純資産額 (百万円)	45,209	61,896	46,674
総資産額 (百万円)	100,879	98,030	106,535
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期(当期)純 (円) 損失 ()	56.58	477.76	49.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.3	62.6	43.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第85期第1四半期連結累計期間及び第85期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第86期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

(海外事業)

当第1四半期連結会計期間より、青島福生食品有限公司は持分譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により停滞していた経済活動の段階的再開およびワクチン接種の開始により、個人消費および企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、変異株の流行などによる感染再拡大を受け、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出されるなど、先行きは極めて不透明な状況です。一方、海外経済においては、欧米ではワクチン接種の進展を背景に経済活動の再開が進んでいますが、一部地域において変異株の流行など感染が再拡大しており、依然として予断を許さない状況が続いています。さらに、米中の対立や各国の政治政策動向および地政学的リスクの高まりもあり、先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループを取り巻く食品業界においては、国内市場では、消費者の節約志向が強まる一方で、健康志向や簡便化志向が強まっており、ライフスタイルの変化やニーズの多様化への対応に加え、最近ではフードロス（食品ロス）も社会問題化しており取組みが求められています。他方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などの影響を受け、内食需要の継続が見られる一方で、外食需要の低迷が長引くなど消費行動や市場構造に大きな変化が生じており、新常态と言われる新しい消費動向への対応が課題となっております。また、成長が見込める海外市場においても、国・地域によって新型コロナウイルスの感染状況は異なりますが、依然として感染の収束が見通せない状況であり、中国や東南アジアといった成長エリアに対してもこれまでの取組みに加え、新しい生活様式への対応が求められる状況にあります。

当社は、青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）の業績悪化および不適切な会計処理を契機として、グループ内における同社の位置付けについて検討を行い、当社と青島福生食品との間でシナジーが見込めないこと、また、当期においても冷凍水産品の販売低迷等により同社の収益が悪化していることなどから、青島福生食品の全持分を譲渡することが最善であると判断し、2021年6月29日に青島福生食品の全持分を当社と同じ青島膠州市で農産物の生産販売等を行う青島農邦農副産品有限公司に譲渡しました。また、本件持分譲渡の一環として、当社の青島福生食品に対する貸付債権の一部を放棄しました。これらに伴い、2022年3月期第1四半期決算において、特別利益および特別損失、ならびに繰延税金資産を計上しております。

なお、2021年8月6日に公表しました「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」のとおり、過年度決算短信等を訂正した件につきまして、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、『国内食品事業』、『国内化成品その他事業』、『海外事業』のいずれの事業も前年同期を上回る実績を確保し、売上高は195億円（前年同期比10億42百万円、5.6%増）となりました。

利益面では、油脂原料価格の高騰の影響を受けましたが、売上の回復による売上総利益の獲得に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の制限を受けて活動諸経費が引き続き低水準で推移した結果、営業利益は10億9百万円（前年同期は営業損失7億22百万円）、経常利益は10億74百万円（前年同期は経常損失6億22百万円）となりました。また、当社の連結子会社であった青島福生食品の全持分の第三者への譲渡および当社に対する債権放棄の実施に伴い、特別利益として関係会社出資金売却益120億76百万円、および特別損失として関係会社出資金売却関連費用1億50百万円を計上しました。加えて、当社において繰延税金資産の計上に伴い法人税等調整額 28億27百万円を計上したことにより、法人税等は 26億31百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は156億68百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失18億55百万円）となりました。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。このため、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

〔国内食品事業〕

『家庭用食品』では、需要を喚起すべくドレッシングのTVCMやわかめスープ発売40周年記念キャンペーンなどのプロモーション活動を展開しましたが、前年同期の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や在宅勤務等を背景とした内食需要の急激な高まりの反動を受け、部門全体の売上は前年同期を下回りました。

『業務用食品』では、外食産業は依然として厳しい状況が続いていますが、学校給食の需要が回復した結果、部門全体の売上は前年同期を上回りました。

『加工食品用原料等』では、販売および技術・開発部門の連携により顧客ニーズに対応した取組みの推進に加え、関係先業界の一部で需要が回復基調であることにより、部門全体の売上は前年同期を上回る実績を確保しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期から4百万円(0.0%)増加した135億3百万円となり、営業利益は12億91百万円(前年同期比4百万円増)となりました。

〔国内化成品その他事業〕

化学工業用分野(プラスチック・農業用フィルム・食品用包材・ゴム製品・化粧品など)において、機能性付加および加工性向上に効果的な『化成品(改良剤)』では、顧客ニーズを捉えたソリューションビジネスの展開に加え、前年同期に新型コロナウイルスの感染拡大および米中貿易摩擦の影響を受けた関係先業界の業況が波及した一部の分野において需要の回復が見られることから、部門全体の売上は前年同期を上回りました。

また、『その他』の事業では、飼料用油脂の売上が前年同期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期から1億55百万円(10.7%)増加した16億16百万円となり、営業利益は2億11百万円(前年同期比44百万円増)となりました。

〔海外事業〕

『改良剤』分野においては、情報発信基地である「アプリケーションセンター」と世界各地に設けた販売会社との連携による既存市場の深耕および新市場の開拓ならびに高付加価値品の拡販等の施策の推進に加え、経済活動の正常化が進む中国や米国を中心に業績が回復した結果、売上および営業利益ともに前年同期を上回る実績となりました。

また、『青島福生食品』においては、水産加工品の輸出の減少に加え、中国国内向け販売の低迷が続いた結果、売上は前年同期の実績を下回り、営業損益は損失計上となりましたが、前年同期に棚卸資産評価損19億1百万円を計上していたため、前年同期から営業損失額が大幅に減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期から7億44百万円(19.0%)増加した46億59百万円となり、営業損失は4億21百万円(前年同期は営業損失18億81百万円)となりました。

財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は980億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ85億4百万円減少しました。主な減少は、現金及び預金57億24百万円、建物及び構築物12億45百万円であります。

負債は361億34百万円となり、前連結会計年度末に比べ237億26百万円減少しました。主な減少は、仮受金142億96百万円、短期借入金62億58百万円であります。

純資産は618億96百万円となり、前連結会計年度末に比べ152億21百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が親会社株主に帰属する四半期純利益の計上で156億68百万円増加し、剰余金の配当で6億92百万円減少したことによるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更を行っております。

詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(追加情報)(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)」をご参照ください。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、7億20百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年6月8日開催の臨時取締役会において、当社連結子会社であった青島福生食品有限公司の全持分を青島農邦農副産品有限公司に譲渡することを決議し、同日付にて持分譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,705,100	40,705,100	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	40,705,100	40,705,100	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	40,705,100	-	2,537	-	2,465

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,708,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,977,600	329,776	-
単元未満株式	普通株式 19,400	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	40,705,100	-	-
総株主の議決権	-	329,776	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式202,200株(議決権2,022個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式43株、当社保有の自己株式36株が含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 理研ビタミン 株式会社	東京都新宿区 四谷一丁目 6番1号	7,708,100	-	7,708,100	18.93
計	-	7,708,100	-	7,708,100	18.93

(注)上記のほか、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式202,200株を、貸借対照表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,230	13,506
受取手形及び売掛金	17,808	17,331
電子記録債権	625	638
商品及び製品	6,111	6,672
仕掛品	3,428	3,228
原材料及び貯蔵品	4,748	4,508
その他	1,497	1,095
貸倒引当金	122	1
流動資産合計	53,326	46,977
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,664	12,418
機械装置及び運搬具(純額)	9,371	8,534
その他(純額)	4,824	4,522
有形固定資産合計	27,861	25,476
無形固定資産		
681	681	653
投資その他の資産		
投資有価証券	20,573	20,831
退職給付に係る資産	2,869	2,935
その他	2,701	1,158
貸倒引当金	1,477	3
投資その他の資産合計	24,667	24,923
固定資産合計	53,209	51,053
資産合計	106,535	98,030

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,059	6,759
電子記録債務	518	509
短期借入金	2 23,920	2 17,661
未払法人税等	1,307	212
仮受金	14,296	-
引当金	1,099	342
その他	5,611	5,830
流動負債合計	52,812	31,315
固定負債		
長期借入金	451	834
引当金	56	60
退職給付に係る負債	219	225
その他	6,321	3,698
固定負債合計	7,048	4,819
負債合計	59,861	36,134
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,537	2,537
資本剰余金	3,079	3,079
利益剰余金	45,230	60,206
自己株式	13,804	13,798
株主資本合計	37,043	52,025
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,326	8,504
繰延ヘッジ損益	3	0
為替換算調整勘定	29	133
退職給付に係る調整累計額	753	708
その他の包括利益累計額合計	9,113	9,347
非支配株主持分	517	523
純資産合計	46,674	61,896
負債純資産合計	106,535	98,030

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	18,457	19,500
売上原価	14,189	12,986
売上総利益	4,268	6,513
販売費及び一般管理費	4,990	5,504
営業利益又は営業損失()	722	1,009
営業外収益		
受取利息	11	5
受取配当金	218	233
為替差益	-	12
デリバティブ評価益	14	-
その他	108	65
営業外収益合計	352	317
営業外費用		
支払利息	169	130
為替差損	63	-
デリバティブ評価損	-	111
その他	20	10
営業外費用合計	252	252
経常利益又は経常損失()	622	1,074
特別利益		
固定資産売却益	-	0
補助金収入	21	49
関係会社出資金売却益	-	12,076
特別利益合計	21	12,125
特別損失		
固定資産除却損	14	6
固定資産圧縮損	21	-
投資有価証券評価損	-	0
水産加工品取引関連損失	881	-
関係会社出資金売却関連費用	-	2150
その他	0	-
特別損失合計	917	156
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	1,518	13,043
法人税等	332	2,631
四半期純利益又は四半期純損失()	1,850	15,674
非支配株主に帰属する四半期純利益	4	6
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,855	15,668

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,850	15,674
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	702	177
繰延ヘッジ損益	0	3
為替換算調整勘定	235	104
退職給付に係る調整額	50	45
その他の包括利益合計	989	233
四半期包括利益	861	15,908
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	865	15,902
非支配株主に係る四半期包括利益	4	6

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、青島福生食品有限公司は持分譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

なお、当該連結の範囲の変更は、当第1四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められ、その影響の概要は、「注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、中国において従来は出荷時に収益認識しておりました商品又は製品の販売の一部について、当該商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用によるそのほかの変更点は、以下のとおりです。

・変動対価及び顧客に支払われる対価

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除する方法に変更しております。

・有償支給取引

買戻し契約に該当する有償支給取引について、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しない方法に変更しております。

・有償受給取引

顧客から製造のために使用する原材料等の支給を受け、加工を行ったうえで売り戻す有償受給取引のうち、従来は有償支給元への売戻し時に売上高と売上原価を計上しておりました取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当第1四半期連結累計期間の売上高は4億45百万円、売上原価は81百万円、販売費及び一般管理費は3億61百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、受取手形及び売掛金は18百万円、棚卸資産は71百万円、流動資産その他は67百万円、流動負債その他は1億60百万円それぞれ増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(税金費用の計算方法の変更)

税金費用については、従来、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しておりましたが、経営環境の変化により業績に影響を与える要因が増加し、合理的な見積実効税率の算定が困難となったため、当社における税金費用については、当第1四半期連結会計期間より年度決算と同様の方法に変更しております。

また、連結子会社における税金費用については、従来と同様に当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、当該会計方針の変更による前第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であるため、遡及適用はしていません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当社の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、当社における税金費用については、当第1四半期連結会計期間より年度決算と同様の方法により計算しております。

また、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループの足許の業績に影響が生じております。今後、翌連結会計年度までの一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、海外事業では前連結会計年度より中国において輸入冷凍水産品から新型コロナウイルスが検出され、販売の見通しが立たない輸入冷凍水産品に対して棚卸資産評価損を計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より当社連結子会社であった青島福生食品有限公司を持分譲渡により連結の範囲から除外しているため、当社グループへの財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

また、国内食品事業、国内化成品その他事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループへの財政状態、経営成績に与える影響は軽微であると考えております。

(実在性等を確認できない取引に関する事項)

当社連結子会社であった青島福生食品有限公司(以下「青島福生食品」という。)における特定の顧客向けのエビ加工販売等の取引について、取引開始の経緯や取引高が急増した背景や、特定の仕入先を含む取引全体の商流など、取引の全容が解明できず、取引としての実在性を確認できなかったため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を行いました。

その結果、当該取引の仕入・加工販売取引の実在性を否定すべき明確な根拠は検出されなかったものの、取引を行った理由や取引全体の商流を明らかにすることができず、また、青島福生食品において当該取引に関連する記録および資料の適切な管理が徹底されていなかったことや十分な調査協力が得られなかったこともあり、特定の仕入先からの仕入取引、加工、特定の顧客への販売取引についての取引の全容の解明、当該取引の実在性を確認するには至りませんでした。

特別調査委員会の調査結果および特別調査委員会終了後に当社が外部の専門家とともに行った件外調査の結果を踏まえ、前連結会計年度および前第1四半期連結累計期間において、取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高を取り消し、既入金額を仮受金として計上するとともに、取り消した売上に対応する売上原価(特定の仕入先からの仕入高を含む)は営業損益以外の項目と判断し、特別損失に計上しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において当該取引は発生しておりません。また、当第1四半期連結会計期間より青島福生食品は持分譲渡に伴い連結の範囲から除外しているため、前連結会計年度に当該取引の既入金額として計上していた仮受金は当第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表に含まれておりません。

四半期連結貸借対照表

	前連結会計年度	当第1四半期連結会計期間
仮受金	14,296百万円	- 百万円

四半期連結損益計算書

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
水産加工品取引関連損失	881百万円	- 百万円

(棚卸資産の評価の修正について)

当社連結子会社であった青島福生食品有限公司(以下「青島福生食品」という。)が、2020年8月に鱈などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品の棚卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し事実関係の調査を行いました。

その結果、青島福生食品において適切な棚卸資産の管理がなされておらず、棚卸資産を評価するための記録が正確に作成されていなかったため、過年度において連結貸借対照表上の棚卸資産の評価が適切に行われていなかったことが判明いたしました。

当社は、2020年10月上旬に実地棚卸を行うとともに、2020年8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類および青島福生食品からの事実関係の説明による入手可能な情報に基づいて、2020年3月期の棚卸資産を評価しました。当該訂正による前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書への影響額は、売上原価62百万円です。また、当該棚卸資産は前連結会計年度末も保有しており、同様の評価を行っております。

なお、当第1四半期連結会計期間より青島福生食品は持分譲渡に伴い連結の範囲から除外しているため、上記棚卸資産は当第1四半期連結会計期間の連結貸借対照表には含まれておりません。前連結会計年度における当該棚卸資産の金額、前第1四半期連結累計期間および当第1四半期連結累計期間における棚卸資産評価損の金額は以下のとおりです。

四半期連結貸借対照表

	前連結会計年度	当第1四半期連結会計期間
商品及び製品	259百万円	- 百万円
原材料及び貯蔵品	768百万円	- 百万円

四半期連結損益計算書

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
棚卸資産評価損()	2,046百万円	2百万円

前連結会計年度末に計上した棚卸資産評価損と、当第1四半期連結累計期間に計上した棚卸資産評価損の純額

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務
保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
勤労者財産形成促進法に基づく 従業員の銀行からの借入金に対する保証	2百万円	1百万円
計	2	1

2 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン

当社は、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行1行との間に当座貸越契約を締結しております。また、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	12,000百万円	12,000百万円
借入実行残高	5,000	3,000
差引額	7,000	9,000

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 当第1四半期連結累計期間における関係会社出資金売却益は、当社連結子会社であった青島福生食品有限公司の持分譲渡に伴い発生したものであります。
- 2 当第1四半期連結累計期間における関係会社出資金売却関連費用は、当社連結子会社であった青島福生食品有限公司の持分譲渡に伴う費用を計上したものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	996百万円	934百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月26日 取締役会	普通株式	717	43.50	2020年3月31日	2020年6月10日	利益剰余金

- (注) 1. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
2. 2020年5月26日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	692	21.00	2021年3月31日	2021年6月23日	利益剰余金

- (注) 2021年6月22日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結会計期間より、青島福生食品有限公司は持分譲渡したため、連結の範囲から除外しております。この結果、当第1四半期連結累計期間において、利益剰余金が12,076百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	13,312	1,460	3,684	18,457	-	18,457
セグメント間の内部売上高 又は振替高	185	-	230	416	416	-
計	13,498	1,460	3,914	18,873	416	18,457
セグメント利益又は損失 ()	1,286	167	1,881	427	295	722

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 195百万円、棚卸資産の調整額 99百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	合計		
売上高						
一時点で移転される財	13,503	1,616	4,659	19,779	278	19,500
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	13,503	1,616	4,659	19,779	278	19,500
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	13,503	1,616	4,381	19,500	-	19,500
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	278	278	278	-
計	13,503	1,616	4,659	19,779	278	19,500
セグメント利益又は損失 ()	1,291	211	421	1,081	71	1,009

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 89百万円、棚卸資産の調整額18百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項
(収益認識等に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載の通り、当第1四半期連結会計期間の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に变更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント売上高は国内食品事業で351百万円、国内化成品その他事業で88百万円、海外事業で5百万円減少しております。また、セグメント利益は国内化成品その他事業で4百万円減少し、海外事業で2百万円増加しております。

(企業結合等関係)

(子会社持分の譲渡)

1. 持分譲渡の概要

(1) 譲渡先の企業名称

青島農邦農副産品有限公司

(2) 譲渡した子会社

青島福生食品有限公司(以下、「青島福生食品」という。)

(3) 持分譲渡の理由

当社は、中国で製造した冷凍野菜や乾燥野菜を当社の自社ブランドのレトルト食品およびスープの原料として使用するという目的のもと、1994年に当時中国の国営企業であった青島福生食品を買収しました。以降同社は、当社グループの一員となり、現在は冷凍野菜および水産加工品の製造・販売を主な事業としておりますが、近年では中国国内での人件費の高騰や債権の回収遅延による貸倒引当金の計上等により、業績が悪化しておりました。

また、当社は、青島福生食品の不適切な会計処理に関し、グループ・ガバナンスの改革や内部統制の改善等に向けた各種取組みを推進する一方で、青島福生食品の業績悪化および不適切な会計処理を契機として、グループ内における同社の位置付けについて検討を行ってまいりました。

その結果、当社と青島福生食品との間でシナジーが見込めないこと、また、今期においても冷凍水産品の販売低迷等により同社の収益が悪化していることなどから、経営の効率化とリスク低減を目的として、同社の持分を青島農邦農副産品有限公司に譲渡することといたしました。

(4) 譲渡実行日

2021年6月29日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする持分譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益 12,076百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,994百万円
固定資産	2,358
資産合計	4,353
流動負債	15,473
固定負債	6,630
負債合計	22,103

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント
海外事業

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	399百万円
営業損失()	654

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	56円58銭	477円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,855	15,668
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,855	15,668
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,792	32,795

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上、「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております(前第1四半期連結累計期間 204千株、当第1四半期連結累計期間 201千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月16日

理研ビタミン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩出 博男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 倫哉 印
業務執行社員

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている理研ビタミン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、理研ビタミン株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

1. 特定の顧客向けのエビ加工販売等の取引に係る会計処理

会社は、前連結会計年度の連結財務諸表、同年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の作成にあたって、連結子会社である青島福生食品有限公司において実在性が確認できなかった特定の顧客向けのエビ加工販売等の取引に係る売上高を取り消し、既入金額を仮受金として計上するとともに、取り消した売上に対応する売上原価（特定の仕入先からの仕入高を含む）を、特別損失の水産加工品取引関連損失として計上している。

当監査法人は、当該売上の計上及び取り消し処理について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかったため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表の比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている仮受金14,296百万円及び、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書の比較情報である前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている水産加工品取引関連損失881百万円の正確性について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができず、当該数値に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

こうした点を踏まえ、前連結会計年度の監査にあたって、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明したほか、前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の四半期レビューにあたって、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して結論を表明していない。これらの事項は、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

2. 滞留棚卸資産の評価

会社は、前連結会計年度の連結財務諸表、同年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の作成にあたって、青島福生食品有限公司において過年度より滞留していた棚卸資産に係る評価損を売上原価として計上している。

当監査法人は、当該棚卸資産の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかつたため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表の比較情報である前連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている青島福生食品有限公司の商品及び製品259百万円、及び原材料及び貯蔵品768百万円の評価額、並びに当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価に含まれる青島福生食品有限公司の棚卸資産評価損2百万円、及びその比較情報である前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている売上原価に含まれる青島福生食品有限公司の棚卸資産評価損2,046百万円の計上額の正確性について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができず、当該数値に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

3. 関係会社出資金売却益の計上

会社は、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間において、青島福生食品有限公司に対する持分の譲渡が完了したことに伴い、同社を連結の範囲から除外するとともに、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において関係会社出資金売却益を計上している。

当監査法人は、上記1.及び2.の制約を踏まえ、当連結会計年度の期首時点の青島福生食品有限公司における仮受金の計上額、商品及び製品、並びに原材料及び貯蔵品の評価額について、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。このため、当監査法人は、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の四半期レビューにあたって、青島福生食品有限公司に対する会社の持分の譲渡時点における同社の連結財務諸表上の売却持分の額が妥当であるかについて判断することができず、会社の当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている関係会社出資金売却益12,076百万円の正確性について結論の表明の基礎となる証拠を入手することができず、当該数値に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

これらの影響は、特定の勘定科目に限定されており、当該影響を除外すれば、四半期連結財務諸表は、理研ビタミン株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、従来、見積実効税率により税金費用を計算していたが、当第1四半期連結会計期間より年度決算と同様の方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。